

## 遠山漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、遠山漁業協同組合が免許を受けた、内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場のうちこの組合が管理する漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、かじか、あまご（地方名あめのうお）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項又は第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第 3 条 遊漁は、ア欄に掲げる漁具漁法により、イ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具漁法	イ 統数又は規模
竿 釣	1人 1本

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日以降で組合が定め、公表する日から12月31日まで。ただし、友釣以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。
か じ か	5月16日から翌年2月末日まで。
あ ま ご (地方名あめのうお) い わ な	3月1日から9月30日まで。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の間中は、遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
飯田市上村伊藤沢川砂防ダムの下流端から上流の伊藤沢川全域	周 年
飯田市上村 1 3 2 9 番地先より上流の遠山川支流加加良沢水系の全区域	周 年

(全長制限)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
あまご (地方名あめのうお)	全長 1 5 センチメートル
いわな	

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 第 2 条第 4 項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第 3 項ただし書きに規定する方法により納付するときは、7 0 0 円を加算した額とする。

魚 種	承認期間	遊 漁 料
全 魚 種	1 日	2, 0 0 0 円
	1 年	7, 0 0 0 円

2 前項の規定にかかわらず、次表左表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者	無 料
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間 1 日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 飯田市南信濃和田 1 2 5 7 番地 遠山漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、この組合が指定し掲示した場所

4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号から第 2 号までに規定する遊漁承認証 (以下「遊漁承認証」という。) を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

(違反者に対する処置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(遊漁券の取扱いについて)

第 12 条 遊漁承認証の販売数の確認については、販売委託数も含めて、複数名でもって確認するものとする。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(行政庁の認可日、令和 5 年 12 月 1 日)